

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社西脇産業  
(法人番号5130001037156)  
業者の住所：京都府木津川市加茂町美浪櫓5
- 2 指名停止措置期間：令和6年1月25日から  
令和6年2月24日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社西脇産業は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格（令和4・5年度分）を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかったため、建設業法第11条第1項に違反したとして、令和5年11月24日、同法第28条第1項の規定により、京都府から監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内